

総社市介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月23日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第10号

総社市介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例

総社市介護予防拠点施設条例（平成17年総社市条例第141号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前																
(名称及び位置) 第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。																
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>さんあいの家</td><td>総社市清音上中島 <u>266番地1</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	略		さんあいの家	総社市清音上中島 <u>266番地1</u>	略		<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>さんあいの家</td><td>総社市清音上中島 <u>226番地1</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	略		さんあいの家	総社市清音上中島 <u>226番地1</u>	略	
名称	位置																
略																	
さんあいの家	総社市清音上中島 <u>266番地1</u>																
略																	
名称	位置																
略																	
さんあいの家	総社市清音上中島 <u>226番地1</u>																
略																	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。